

国際課税トピックス

1 クロスボーダー取引における利子課税

金融ビッグバンを控えて、わが国において、債権の証券化あるいは不動産の証券化の動向が活発である。

このような状況下では、この証券（債券）の購入者（投資家）が日本居住者（例えば、内国法人）とは限定されない。したがって、投資家が日本非居住者（外国法人又は外国個人居住者等）である場合、日本から支払われる利子等については、わが国の所得税法の規定により非居住者として源泉徴収が行われることになる。

例えば、この投資家の居住地国とわが国の間に租税条約が締結されている場合、非居住者として受け取る利子に係る源泉徴収の税率は、租税条約に定める限度税率となり、所得税法における税率（20%）よりも、租税条約に定める限度税率（10%）が適用され、投資家の源泉地国（日本）における課税が軽減されることになる。また、当該投資家の居住地国とわが国の間において租税条約が締結されていないとすると、当該投資家への支払いに係る源泉徴収税率は、所得税法通りの税率の20%となる。

2 諸外国の租税条約等

わが国の企業等が、今後、世界の企業を相手として競争力を維持するためには、わが国企業の活動の条件を外国の競争企業と同等のものとすることが必要である。例えば、法的規制があ

ればこれを緩和することも必要であり、税は、取引の障害となる大きな要因である。

例えば、米国が締結している租税条約では、1986年以降改正又は新規に締結した租税条約の利子条項における規定によれば、対フィンランド、フランス、ドイツ、オランダ、ロシア、スロバキア、スウェーデンとの租税条約では、利子は条約免税である。それ以前に改正等を行ったものでは、対英国、ポーランド、アイスランド、ハンガリー、オーストリア、デンマーク、ギリシャ、アイルランド租税条約が同様な規定である。

したがって、米国とEUの主要国である、英国、フランス、ドイツ、オランダ等との間にお

クロスボーダー取引に

ける利子の資金移動については、米国及び上記の租税条約締約国との双方において源泉徴収課税がないことになる。ここに掲げた国々の企業は、わが国の企業にとって競争企業である。このことは、わが国の企業が諸外国の企業と同等の条件下に置かれておらず、わが国の企業がハンディキャップを背負って競争していることになる。言い換えれば、外国投資家から見て、源泉地国において利子に課税される国と課税されない国があれば、当然に後者の発行する債券等を購入することは明らかであることがその理由である。

Topics of International Taxation

3 課税上の規制緩和策

以上のことから、今後発展するであろう金融取引において、外国企業と同等の条件を与えるためには、現行制度を改正する必要がある。

では、具体的にどのような方策を採用すれば、わが国において、外国企業と同等の条件が生まれるのかということになる。基本的には、法改正によることになるが、どの法律を改正することが最も実現可能性が高いかを検証する必要がある。

一つは、所得税法における非居住者課税に係る規定の改正である。第二は、租税特別措置法による免税措置の規定である。第三は、租税条

おける利子免税について

約の改正である。第一及び第二は、わが国の非居住者課税が実質的に骨抜き状態に至ることになる。第三の租税条約改正は、時間がどのくらいかかるのか予測ができない。

そこで、租税条約を改正せずに、利子免税とするためには、租税条約自体を改正する必要はない。租税条約における利子条項における限度税率の規定は、「10%を超えないものとする。」と規定されていることから、租税条約では、0%から10%までの範囲で課税できる権利を源泉地国に与えているのである。わが国は、租税条約実施特例法第3条の2において、所得税の税

率の特例として配当、利子、使用料に係る税率を租税条約に定める限度税率とする旨定めている。この規定により、非居住者に支払われる上記の国内源泉所得に係る源泉徴収税率が限度税率になる仕組みである。したがって、この租税条約実施特例法を改正して、利子を免税にすることは可能である。

その結果、条約相手国の居住者の受取利子は、条約免税となり、租税条約を締結していない国の居住者については、所得税法の規定による20%の税率適用となる。さらに、条約相手国の外国投資家の利子は、わが国で免税となるが、わが国居住者の受取利子は、条約相手国で課税を受けることになる。これをもって、相互主義に反するとするむきもあろうが、実際に、日本・オランダ租税条約では、日本からの利子は、日本において10%課税、オランダからの利子は、オランダ国内法により免税という事例もある。この場合、オランダは、当該利子所得について課税する権利を租税条約において認められているが、その権利を放棄していることになる。

今後、わが国企業が、金融等の分野における取引を円滑に発展させるためには、これまで述べた税の規制緩和は不可欠なものと思われる。

日本大学教授

矢内 一好